

富山県公衆浴場施設改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、公衆浴場施設改善事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であって、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもののうち、脱衣場と浴室を合わせた面積が210㎡以下のものをいう。

(補助金の交付)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とし、知事は、事業を行う者（第1項第2号については、公衆浴場法第2条の規定により許可を受けようとする者を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業（以下「衛生設備改善事業」という。）

住民の日常生活において欠くことができない公衆浴場の経営の合理化と公衆衛生の向上を図るために行う事業

(2) 公衆浴場施設等整備事業（以下「施設等整備事業」という。）

公衆浴場の確保とその経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫の資金を借り入れて行う事業

(交付の対象経費)

第4条 前条の規定により交付する補助金の対象となる経費は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業

前条第1号に定める衛生設備改善事業に要する経費であって、別表1に掲げる設備の新設又は更新に係るもの（工事費を含む。）とし、1施設当たりの補助対象基本額及び補助対象限度額は、同表に定めるところによる。

(2) 公衆浴場施設等整備事業

前条第2号に定める施設等整備事業に要する経費であつて、株式会社日本政策金融公庫の貸付対象となる浴場施設設備の整備に要する経費とし、補助基準額は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条の補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業

別表1に掲げる区分ごとの事業に要した経費又は補助対象基本額によって算定した経費のいずれか低い額の3分の1（同表の第15項の事業にあつては4分の1）以内の額とする。ただし、同表の第1項、第2項、第9項又は第11項に掲げる設備を複数設ける場合は、1設備ごとに算出するものとする。

(2) 公衆浴場施設等整備事業

別表2に基づき算定した補助基準額について、当該事業を行う者が株式会社日本政策金融公庫との借入契約に基づき支払う利子(延滞利子を除く。)のうち、資金を借り入れた日(1契約に係る資金を2回以上に分けて借り入れた場合は、最終借入日)から60月間の借入利子相当額の2分の1以内の額とし、同表に定める算定式により算出した額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、第2項第1号にあつては様式第1号、同項第2号にあつては様式第2号のとおりとする。なお、施設等整備事業の交付の申請は、事業完了予定日又は株式会社日本政策金融公庫の最終貸付日のいずれか遅い日の属する年度に行うものとする。

2 前項の交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業

ア 公衆浴場衛生設備改善事業計画書（様式第3号）

イ 衛生設備改善事業の概要等がわかる書類

(2) 公衆浴場施設等整備事業

- ア 公衆浴場施設等整備事業計画書（様式第4号）
- イ 公衆浴場業に係る株式会社日本政策金融公庫資金貸付証明書(様式第5号)
- ウ 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表
- エ その他施設等整備事業の概要がわかる書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは、中止し、又は廃止しようとするときは、様式第6号により、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第7号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 額の確定においては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、第2項第1号にあつては様式第8号、同項第2号にあつては様式第9号のとおりとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業

- ア 公衆浴場衛生設備改善事業実績書（様式第10号）
- イ 衛生設備改善事業の完了がわかる書類

(2) 公衆浴場施設等整備事業

- ア 公衆浴場施設等整備事業実績書（様式第11号）
- イ 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表

ウ その他施設等整備事業の完了がわかる書類

附 則

- 1 昭和49年4月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日以前に公衆浴場法第2条の規定により知事の許可を受けた施設であって、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもののうち、脱衣場と浴室を合わせた面積が210㎡を超える公衆浴場（昭和62年3月31日以前に同条の許可を受けた後、昭和62年4月1日以降に改築のため同条の許可を受けたものを含む。）について、この要綱を適用する。
- 3 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間、第4条第1号及び様式第3号中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」に読み替えるものとする。

附 則

昭和49年7月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年8月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。
- 2 昭和50年7月31日以前において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日以降の公衆浴場衛生設備改善等事業（昭和62年3月31日以前に公衆浴場法第2条の許可を受けた脱衣場と浴室を併せた面積が210㎡を超える公衆浴場（昭和62年3月31日以前に同条の許可を受けた後、昭和62年4月1日以降に改築のため同条の許可を受けたものを含む。）の公衆浴場衛生設備改善等を含む。）について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度に着手した設備の新設、更新又は施設等の整備に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

公衆浴場衛生設備改善事業補助対象基本額等表

区分	補助対象設備名	補助対象基本額（円）	耐用年数（年）	補助対象限度額（円）
1	循環ろ過機	1, 5 0 0, 0 0 0	5	7, 0 0 0, 0 0 0 〔過去 5 年間の補助対象額を含む。〕
2	滅菌器	2 5 0, 0 0 0	5	
3	温水缶ボイラー	3, 5 0 0, 0 0 0	3	
4	温水器	1, 0 0 0, 0 0 0	3	
5	シャワー	7 5 0, 0 0 0	5	
6	重油バーナー	5 5 0, 0 0 0	3	
7	雑燃焼器	4 0 0, 0 0 0	3	
8	真空ボイラー	3, 8 0 0, 0 0 0	3	
9	熱交換器	7 5 0, 0 0 0	3	
10	高齢者等入浴援助設備	2, 0 0 0, 0 0 0	5	
11	加熱補助設備 （ヒートポンプ）	2, 5 0 0, 0 0 0	5	
12	地下貯蔵タンク （内面コーティング等）	2, 5 0 0, 0 0 0	1 5	
13	配管設備	1, 0 0 0, 0 0 0	8	
14	水中ポンプ	6 0 0, 0 0 0	5	
15	太陽熱利用温水設備	6 0 0, 0 0 0	—	6 0 0, 0 0 0

- 第 1 項、第 2 項、第 9 項又は第 11 項に掲げる設備を複数設ける場合は、それぞれの設備ごとに 2 設備まで交付の対象とする。
- 第 10 項の高齢者等入浴援助設備（平成 6 年 3 月 2 日付け衛指第 33 号厚生省生活衛生局指導課長通知による福祉入浴援助事業を行う公衆浴場の設備に関する基準に掲げられた設備をいう。）にあつては、同項に定める補助対象基本額を超えない範囲において、既に交付の対象となった設備以外の設備を交付の対象とする。
- 第 12 項の地下貯蔵タンクにあつては、内面コーティング等の安全防止対策に係る改修若しくは地下貯蔵タンクの使用停止に伴う地上貯蔵タンクの新設を交付の対象とする。

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

公衆浴場施設等整備事業補助対象基準額等

1 補助基準額	補助金の算定の基礎となる補助基準額は、株式会社日本政策金融公庫からの借入資金の額（公衆浴場に係る土地の先行取得のための資金を除く。以下「借入資金」という。）とし、1 公衆浴場当たり以下のとおりとする。 (1) 対象となる借入資金の限度額は 5,000 万円とし、借入資金が 1 件当たり 300 万円未満は対象としない。 (2) 補助対象経費の中に、公衆浴場衛生設備改善事業により整備する設備がある場合には、(1)に規定する借入資金の額と、当該借入に係る貸付対象額から衛生設備改善事業の補助対象とした設備資金（補助対象基本額を限度とする。）の額を控除した額とのいずれか低い額を借入資金とする。
2 補助金算定式	株式会社日本 政策金融公庫 借入資金額に 係る 60 月分 の借入利子相 当額 × 借入資金額 × 株式会社日本 政策金融公庫 借入資金額 借入資金に係る約定 利率に 2 分の 1 を 乗じて得た率 約定利率 備考 上記の式中の用語の意味は、次のとおりとする。 1 「株式会社日本政策金融公庫借入資金額に係る 60 月分の借入利子相当額」とは、資金を借り入れた日（1 契約に係る資金を 2 回以上に分けて借り入れた場合は、最終借入日）から 60 月間の借入利子相当額とする。 2 「借入資金額」とは、1 の補助基準額に定めるところにより算定した額とする。 3 「株式会社日本政策金融公庫借入資金額」とは、株式会社日本政策金融公庫が定める約定借入額とする。 4 「約定利率」とは、株式会社日本政策金融公庫との契約に基づく利子の支払利率とする。 5 借入資金に係る約定利率に 2 分の 1 を乗じて得た率が 3 %を超える場合は、3 %とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（電話番号 ）

年度富山県公衆浴場施設改善事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり公衆浴場衛生設備改善事業を実施したいので、富山県公衆浴場施設改善事業補助金金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 公衆浴場衛生設備改善事業計画書（様式第 3 号）
- (2) 公衆浴場衛生設備改善事業品目別見積書（循環ろ過機、滅菌器又は熱交換器を 2 設備設ける場合は、1 設備ごとのもの）
- (3) 公衆浴場衛生設備改善事業該当設備のカタログ
- (4) 公衆浴場衛生設備改善事業に係る現状の写真

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（電話番号 ）

年度富山県公衆浴場施設改善事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり公衆浴場施設等整備事業を実施したいので、富山県公衆浴場施設改善事業補助金金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 公衆浴場施設等整備事業計画書（様式第 4 号）
- (2) 公衆浴場業に係る株式会社日本政策金融公庫資金貸付金証明書
（様式第 5 号）
- (3) 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表（支払額明細書）
- (4) 見積書及び設計図面等

様式第3号（第6条関係）

公衆浴場衛生設備改善事業計画書

1 公衆浴場名

2 公衆浴場衛生設備改善事業計画

設備改善品目					計
現有設備	数 量				
	型式・規格				
	設置年月				
新設又は更新する設備	数 量				
	型式・規格				
	着工予定年月日				
	完成予定年月日				
	所要経費	円	円	円	円

3 上記2の所要経費総額に対する資金調達計画

補助金		借入金			自己資金	計
県	市町村	株式会社 日本政策 金融公庫	その他の 金融機関	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()		()	()		

注) () 内に資金の調達先を記入すること。

※4 補助対象事業総額 円

内 訳

注) ※は記入を要しない。

公衆浴場施設等整備事業計画書

1 公衆浴場名

2 事業概要

事業着工（予定）年月日

事業完了（予定）年月日

事業概要	総事業費	補助対象経費 ①	補助基準額 ②	補助金額 ③
計	円	円	円	円

公庫貸付対象となる施設等の整備に要する経費①（補助対象経費）	円
対象となる借入資金額②（補助基準額）	円
株式会社日本政策金融公庫借入資金額③	円
※併せて公衆浴場衛生設備改善事業補助金を申請している場合	
公衆浴場衛生設備改善事業補助金の補助対象（見込）額④	円
⑤（①―④）	円

（注）対象となる借入資金額②は、株式会社日本政策金融公庫借入資金額③と⑤の金額のいずれか低い額とする。

3 公衆浴場施設等整備事業補助金額

貸付 番号	対象となる 借入資金額(A)	株式会社日本 政策金融公庫 借入資金額(B)	約定利率 (C)	対象支払利息額 (D)	補助金額 (E)
	円	円	%	円	円
計					

(注)「対象支払利息額(D)」は、貸付番号ごとに株式会社日本政策金融公庫に支払う最終借入日から60月間の支払利息額の合計額を記入すること。

$$E = [D] \times \frac{[A]}{[B]} \times \frac{[[C] / 2]}{[C]} = () \text{円}$$

4 資金調達計画

総事業費	補助金		借入金			自己資金
	県	市町村	株式会社 日本政策 金融公庫	その他の 金融機関	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	()				

(注) 補助金の欄には、県及び市町村から受ける(見込の)補助金の総額を記入すること。
そのうちに公衆浴場衛生設備改善事業補助金を含む場合は、その金額を()内に記入すること。

様式第5号（第6条関係）

公衆浴場業に係る株式会社日本政策金融公庫資金貸付証明書

借主住所

氏名

施設名

1 工事費及び貸付額

※ 記入しない

総工事費	貸付対象額	貸付額
円	円	円

※設備資金の額	※土地の先行取得のための資金額
円	円

2 貸付契約の内容

貸付番号			
貸付金額及び貸付年月日 貸付金の貸付が2回以上にわたる場合は、貸付ごとに記入すること。			
資金の用途			
償還期限			
償還方法			
利息			
利息支払方法及び時期			

上記のとおり資金を貸し付けたことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

印

3 対象借入資金額

円

4 対象期間

年 月 日～ 年 月 日

5 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表

別紙のとおり

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）
（電話番号 ）

公衆浴場衛生設備改善事業（公衆浴場施設等整備事業）変更・中止・
廃止承認申請書

年 月 日付けで申請した公衆浴場衛生設備改善事業（公衆浴場
施設等整備事業）について計画を変更・中止・廃止したいので、富山県公衆浴場施
設改善事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（電話番号 ）

公衆浴場衛生設備改善事業（公衆浴場施設等整備事業）遅延報告書

年 月 日付けで申請した公衆浴場衛生設備改善事業（公衆浴場施設等整備事業）が遅延するので、富山県公衆浴場施設改善事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 遅延の理由

2 遅延の内容

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（電話番号 ）

年度富山県公衆浴場施設改善事業実績報告書

年 月 日付け富山県指令生衛第 号で交付決定の通知があった公衆浴場衛生設備改善事業を実施したので、富山県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 公衆浴場衛生設備改善事業実績書（様式第10号）
- 2 公衆浴場衛生設備改善事業完了を証する写真等
- 3 請求書及び領収書の写し

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（電話番号 ）

年度富山県公衆浴場施設改善事業実績報告書

年 月 日付け富山県指令生衛第 号で交付決定の通知があった公衆浴場施設等整備事業を実施したので、富山県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 公衆浴場施設等整備事業実績書（様式第11号）
- 2 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表（支払額明細書）
- 3 請求書及び領収書の写し等
- 4 公衆浴場施設等整備事業完了を証する写真等

様式第10号（第8条関係）

公衆浴場衛生設備改善事業実績書

1 公衆浴場名

2 事業概要

設備改善品目	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	総事業費	補助対象額
			円	円
計			円	円

3 精算実績

項 目	金 額 (円)
総事業費当初予定額	
総事業費（品目別請求書写し添付）	
支払額（領収書写し添付）	

※補助金振込依頼口座

銀 行 名	
口 座 番 号	当座 普通
ふりがな 口 座 名 義	

公衆浴場施設等整備事業実績書

1 公衆浴場名

2 事業概要

事業着工年月日

事業完了年月日

事業概要	総事業費	補助対象経費 ①	補助基準額 ②	補助金額 ③
計	円	円	円	円

公庫貸付対象となる施設等の整備に 要した経費①（補助対象経費）	円
対象となる借入資金額② （補助基準額）	円
株式会社日本政策金融公庫借入資金 額③	円
※併せて公衆浴場衛生設備改善事業補助金を申請した場合	
公衆浴場衛生設備改善事業補助金の 補助対象額④	円
⑤（①―④）	円

（注）対象となる借入資金額②は、株式会社日本政策金融公庫借入資金額③と⑤の金額の
いずれか低い額とする。

3 公衆浴場施設等整備事業補助金額

貸付 番号	対象となる 借入資金額(A)	株式会社日本 政策金融公庫 借入資金額(B)	約定利率 (C)	対象支払利息額 (D)	補助金額 (E)
	円	円	%	円	円
計					

(注)「対象支払利息額(D)」は、貸付番号ごとに株式会社日本政策金融公庫に支払う最終借入日から60月間の支払利息額の合計額を記入すること。

$$E = [D] \times \frac{[A]}{[B]} \times \frac{[[C] / 2]}{[C]} = () \text{円}$$

4 資金調達実績

総事業費	補助金		借入金			自己資金
	県	市町村	株式会社 日本政策 金融公庫	その他の 金融機関	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	()				

(注) 補助金の欄には、県及び市町村から受ける補助金の総額を記入すること。そのうちに公衆浴場衛生設備改善事業補助金を含む場合は、その金額を()内に記入すること。

※補助金振込依頼口座

銀行名	
口座番号	当座 普通
ふりがな 口座名義	